

児童養護施設等退所者自立サポート事業 業務委託に係る企画提案募集要項

令和4年2月

山梨県子育て支援局子ども福祉課

※ 山梨県子育て支援局子ども福祉課が実施する本業務は、令和4年2月山梨県定例県議会において、当該業務にかかる当初予算が否決された場合は執行しないものとします。

この「企画提案募集要項」は、山梨県が実施する、児童養護施設等退所者自立サポート事業（以下「事業」という。）の業務委託に関し、企画提案をしようとする者（以下「提案者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 目的

児童養護施設等（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム及びファミリーホームをいう。以下同じ。）からの退所を控えた児童及び既に退所した児童等（18歳以上の者を含む。）（以下、「児童等」という。）は、児童虐待等の理由により、家族からの支援を期待することができず、様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの力で生活基盤を築いていかなければならない。

本事業は、これらの児童等のため、入所中から退所後を通じて継続支援計画の作成を行い、生活や就業に関する相談に応じるとともに、自助グループ活動の支援を行うことで、地域社会における社会的自立の促進を図ることを目的とする。

上記の内容を実現すべく業務を遂行するため、当事業の業務に係る委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定することとする。

2 業務概要等

(1) 委託業務名称

児童養護施設等退所者自立サポート事業業務委託

(2) 業務内容

別添「児童養護施設等退所者自立サポート事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

(3) 履行期間

契約日（令和4年4月1日）から令和5年3月31日まで

(4) 委託料上限額（委託予定額）

金 10,524,213 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 契約担当者

山梨県知事

3 企画提案の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 法人格を有する者であって、山梨県内に本社を有していること。
- (2) 山梨県物品等入札参加者名簿に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされ、同項の規定により定められた期間を経過していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人にあつては、その役員が暴力団員でないこと。

- (6) この公告の日から選定結果通知日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれていない者。

4 業務実施上の条件

- (1) 各配置職員が、必要とする資格及び人数（仕様書における「3事業の内容等」「(3) 職員の配置等」のとおり）を満たしていること。
(2) 当該事業に従事する者を雇用するに当たり、当該委託料以外の補助金、委託料及び負担金等の交付を受けていないこと。

5 契約形態

公募型プロポーザル方式により、企画提案について審査の上、最も優れた評価を得た者と随意契約により委託契約する。

6 参加申込み

参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）等を山梨県のホームページからダウンロードして必要書類を作成し、郵送により提出した後、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和4年3月2日（水）[必着]

(2) 提出先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県子育て支援局子ども福祉課児童養護・発達障害担当

(3) 提出書類

申請書に次の書類を添付して提出すること。

ア 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）

※物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）の一により申請中の場合は、「競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で、速やかに提出すること。

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 法人の概要が分かる資料（定款、寄附行為、パンフレット等）

エ 業務実績証明書（様式第3号）

オ 事業実施体制説明書（様式第4号）

7 質問及び回答

募集要項等に係る質問及び回答については、以下のとおりとする。

(1) 質問受付期限

令和4年3月2日（水）午後4時まで

(2) 質問方法及び送付先

質問票（様式第5号）により、電子メール又はFAXにて提出すること。なお、送信後は電話にて山梨県側の受信を確認すること。

山梨県子育て支援局子ども福祉課児童養護・発達障害担当

電子メール：kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp

FAX：055-223-1509 TEL：055-223-1457

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は一覧形式で作成し、参加資格確認申請者全員に対し、電子メールにて回答する。回答を受信した場合には、速やかに受信確認メールを送信すること。なお、質問への回答は随時行うが、最終回答期限は令和4年3月8日（火）午後5時とする。

8 参加資格審査結果の通知

- (1) 参加資格確認の結果通知は、令和4年3月8日（火）までに郵送及びFAXにより通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和4年3月10日（木）までに、知事宛の書面（任意様式）を6（2）に示す提出先に郵送にて提出するものとする。

9 企画提案書の提出

参加資格審査の通過により企画提案書を提出する者は、次により必要書類を郵送にて提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年3月16日（水）[必着]
- (2) 提出先 6（2）に同じ。
- (3) 提出書類
 - ア 企画提案書（様式第6号）（書式：A4縦、頁数：10頁以内、文字：12ポイント以上）
 - イ 見積書（任意様式）
- (4) 提出部数 7部

10 選定方法及び結果通知

- (1) 企画提案の選定基準
 - 審査基準表（別紙1）に基づいて選定する。
- (2) 企画提案の選定方法
 - ア 企画提案書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を開催し、提出された企画提案書の内容について、選定委員の採点で最も高い評価を得た企画提案を行った者を、第1順位の委託業務実施候補者とする。
 - イ 審査結果は、速やかに郵送により書面で通知する。
 - ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

11 契約等に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約条項は、別添「児童養護施設等退所者自立サポート事業業務委託契約書（案）」のとおり。

12 その他

- (1) 提出された書類などは、一切返却しない。
- (2) 採用された企画提案の実施にあたっては、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、契約担当者と受託者との協議の上で内容を変更することがある。
- (3) 契約を締結するまでの間、「3 企画提案の参加資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。

13 スケジュール

令和4年2月25日(金)	募集要項等の公開 ※公告日
令和4年3月2日(水)	質問受付期限、参加資格確認申請書提出期限
令和4年3月8日(火)	質問回答期限、参加資格審査結果通知
令和4年3月16日(水)	企画提案書等提出期限
令和4年3月24日(木)	選定結果通知発送
令和4年4月1日(木)	委託契約締結・事業開始

審査基準表

審査項目	審査内容	配点
1 事業者の 適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行うことの適性はあるか。 ・施設退所者及び施設退所を控えた児童への自立支援にあたり、基本的な考え方や理念はどうか。 ・事業者として、継続的な支援を実施できる運営体制となっているか。 	10点
2 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に必要な資格・知識・経験等を有する人員が配置されているか。 ・過去3年間の当事業に関する業務において、十分な実績があるか。 ・研修体制（有資格者含む）が整備されているか。 	30点
3 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨に沿った内容であるか。 ・支援対象者の環境や状況に応じた支援が行える事業提案となっているか。 ・児童福祉施設や里親、児童相談所等と相互に連携するとともに、継続的に切れ目のない支援が図れるか。 ・意見や要望、苦情について受け入れやすい仕組みが出来ているか。 	40点
4 情報セキュリ ティ等	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護や情報セキュリティに係る取り組みは適切か。 	10点
5 見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な経費（見積額）は、適正かつ経済的に積算されているか。 	10点
		100点

企画提案参加資格確認申請書

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の提案に参加する資格について、確認されたく関係書類を添えて申請します。
なお、添付書類の記載内容については、真実と相違ないことを誓約します。

1 対象業務名

児童養護施設等退所者自立サポート事業業務委託

2 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 法人の概要が分かる資料（定款、寄附行為、パンフレット等）
- (3) 業務実績証明書（様式第3号）
- (4) 事業実施体制説明書（様式第4号）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 長 崎 幸太郎 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

業務実績証明書

児童養護施設等退所者自立サポート事業の企画提案に当たり、下記のとおり業務実績があることを証明します。

・措置児童数（延べ人数）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (3月1日時点)
児童養護施設	人	人	人
自立援助ホーム	人	人	人
その他	人	人	人
計	人	人	人

・施設退所者及び施設退所を控えた児童への自立支援について

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (3月1日時点)
電話相談による支援	件	件	件
訪問・来所による支援	件	件	件
その他（自由記述） 例：SNSでの相談支援、イベント の開催等			

※ 年度は法人が定める会計年度で可

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

事業実施体制説明書

児童養護施設等退所者自立サポート事業に係る業務については、十分な体制を整備し、以下の担当者の下に責任をもって作業を行い、仕様書のとおり業務を遂行することを証明します。

	氏名	雇用形態	資格	資格取得 年月日	略歴（資格取得以降の 主な業務経験）
自立支援 コーディネーター	〇〇 〇〇	常勤		H00.00.00	
生活相談支援員	〇〇 〇〇	常勤		H00.00.00	
担当者	〇〇 〇〇				

※ 資格証等の写しを添付すること。

※ 「略歴」は別紙で提出することも可。

企画提案（児童養護施設等退所者自立サポート事業）に関する質問票

宛先：山梨県子育て支援局子ども福祉課児童養護担当 宛て

メールアドレス：kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp

FAX：055-223-1509

質問者 法人の名称 _____
担当者氏名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____
FAX番号 _____

受付通番	受付年月日	令和 年 月 日
【質問内容（簡潔に）】		

※質問の先頭には、説明書のページ及び項番等を明示してください。

※質問内容は、事項ごとに別葉で作成してください。

※質問の受付期限は令和3年3月3日（水）午後4時までとします。

企画提案書

項目ごとに記載し、行が不足する場合は適宜拡大してください。

(文字：12ポイント以上、頁数：10頁以内)

事業名	児童養護施設等退所者自立サポート事業
<p>①法人の経営理念、運営方針について</p> <p>②施設退所者及び施設退所を控えた児童への自立支援に関する、県内の現状と本事業への取組方針</p> <p>③事業の実施体制について (職員配置、継続的な支援が可能な体制、研修体制等について)</p>	

④実施方法について

(継続支援計画の策定、児童等からの相談対応や訪問支援、県内の児童福祉施設や里親、児童相談所等との連携、講演会や自助グループ支援の実施について)

⑤個人情報保護や情報セキュリティに係る取り組みについて